

募集要項に関する質問・意見への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見の内容	回答
1	5	2	(1)	シ	事業者の収入	(エ) 提案価格上限_②維持管理費上限額7,000,000,000円(消費税及び地方消費税を除く)には、募集要項P.4.2._(1)_コ_(ウ) ユーティリティの供給・確保_に記載のある電力費用、上水費用、二次処理水費用は含まれていない、との理解でよろしいか、ご教示願います。	ご理解のとおりです。
2	7	3	(2)	ア	スケジュール	令和3年12月上旬「基本協定の締結」、令和4年1月下旬「本事業に係る契約の締結」とありますが、令和3年12月上旬に基本協定を締結し、12月議会の事業承認をもって、12月末に基本契約書の締結となり、その後、建設工事請負契約書、および、維持管理・運営委託契約書(令和4年1月下旬)の締結となると考えてよろしいでしょうか。	基本契約、建設工事請負契約、維持管理・運営委託契約は令和4年1月下旬に締結する予定です。なお、議会承認は不要です。
3	13	3	(3)	イ	応募者の参加資格要件(業務別)	水資源維持管理業者との接触は問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	水処理維持管理者との接触は問題ありません。
4	14	(3)	イ	(イ)、 b、 (h)	各業務を行う者の参加資格要件 建設企業	「建設業表第26条に規定される技術者を当該工事に配置できること」に関し、実施方針(案)に係る質問・意見への回答No.31の解釈につきましては、主たる業種である機械器具設置工事の監理技術者を元請は配置するほか、土木・建築・電気の各工事におきましても、夫々の下請総額が4,000万円を超える場合、各業種の監理技術者を当該工事期間中に配置することを求める、という理解でよろしいか、併せて教示願います。 また、当該配置予定の各監理技術者につきましては、参加資格審査申請書/様式2-7の添付書類として当該資格者の資格を証する書類と雇用関係が分かる書類の提出は求められておりませんので、当該提出不要であるとの理解でよろしいか教示願います。	前段について、ご理解のとおりです。 後段について、配置を予定する建設業法第26条に規定された資格者の資格を証する書類と雇用関係がわかる書類の添付を求めます。 募集要項及び様式2-7を修正します。

募集要項に関する質問・意見への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見の内容	回答
5	16	4	(4)		S P C の設立	S P C を令和4年1月末迄に設立する条件となっておりますが、実際に S P C が担う維持管理・運營業務の開始は令和6年10月1日からとなります。そのため、貴指定スケジュールで S P C を設立した場合、業務自体が行われていない（S P C として収入がない）にも関わらず、業務開始までの期間（2年8カ月）に S P C 維持費用が相応に掛かることとなり、本事業のライフサイクルコスト最適化を考えた場合、貴市にとってコスト増となり得策ではないと思慮致します。つきましては、S P C は当該維持管理・運營業務開始の6カ月前（令和6年3月末日）までに設立するスケジュールに変更頂きたく、ご検討の程よろしくお願い致します。	スケジュールの変更は致しません。契約主体が無い状態で、事業全体の契約をカバーする基本契約を締結することは、契約行為上なじまないため維持管理・運營業務委託契約も令和4年1月に締結するものとしています。
6	23	別紙1	1	(1)	イ. 修繕費・改築費	修繕費の定義について具体的にご教示願います。また、改築費の定義は募集要項の用語定義（19）及び4月19日付「要求水準書（案）に関する質問・意見への回答 No.106」で理解致しましたが、募集要項の用語定義（20）更新費、（21）長寿命化対策、の両項目は、改築費に含まれるという理解でよろしいでしょうか。併せて、様式集5-8（維持管理・運営価格内訳書（修繕費））及び様式5-9（維持管理・運営価格内訳書（改築費））のうち、どちらに当該価格を記載すべきかにつきましても、ご教示願います。	「修繕」とは、劣化した部位・部材又は機器の性能を初期の水準又は実用上支障のない状態まで回復させ施設の機能を維持するために行うことをいいます。 更新、長寿命化対策は改築に含まれます。更新又は長寿命化対策により対象施設の一部又は一部を新しく取り替えることを「改築」といいます。 修繕費は様式5-8に記載してください。改築費は様式5-9に記載してください。
7	23	別紙1	1	(1)	イ. 修繕費・改築費	「市と事業者の契約した額」は具体的に何を指すのかご教示願います。もしくは、事業者が様式5-8（維持管理・運営価格内訳書（修繕費））及び様式5-9（維持管理・運営価格内訳書（改築費））に記載・提案した金額を指すのでしょうか。併せてご教示願います。	「市と事業者の契約した額」は維持管理・運營業務委託契約に基づく額です。事業者の提案額を基に、契約交渉により確定した額です。

募集要項に関する質問・意見への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見の内容	回答
9	23	別紙1	1	(1)	イ. 修繕費・改築費	「修繕及び改築費は、完了後に市と事業者の契約した額に基づき支払う。」とありますが、その都度出来形で契約するという解釈でよろしいでしょうか。	修繕及び改築費は、業務月間報告書により修繕及び改築の内容を確認のうえ、維持管理・運營業務委託契約（募集要項 別紙1）に基づき支払います。都度契約するものではありません。
8	23	別紙1	1	(1)	イ. 修繕費・改築費	「契約が不適当となった場合」とは具体的にどのような状況を指すのか、ご教示願います。	計画下水汚泥供給量の増減に伴い、修繕頻度の増減、改築の増減が生じる場合を想定しています。
10	24	別紙1	3	(2)	見直しの条件	「維持管理・運營業務委託費を構成する費用項目に対応した指標の変化率(α)及び各費用項目の額から算出される物価変動等による当該年度の翌年度以降の維持管理・運營業務委託費の変動率(β)が、 ± 1.5 パーセントを超える場合に見直しを行う」とありますが、「別紙1 25ページの(3)算出方法ウ」における記載は『(β)だけを判定指標とし、各費用項目の(α)は(β)の計算に使う』と読めます。(3)ウが正しいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 募集要項 別紙1を修正します。
11	27	別紙2	1	(3)	実施時期	モニタリング業務の一部をコンサル等に外注する予定はありますでしょうか	現時点では未定です。
12	28	別紙2	2	(1)	ウ. 設計業務完了時	設計業務完了時期は事業者が業務計画書等にて任意に定められるものと考えてよろしいでしょうか	設計業務完了時期は事業者の任意とします。 目途として、遅くとも令和4年10月頃の完了を想定していますが、詳細は契約時に協議の上決定します。 なお、設計工期の延長に対するペナルティはありません。

募集要項に関する質問・意見への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見の内容	回答
13	30	別紙2	3	(1)	(オ) 長期改築修繕計画書の提出	長期改築修繕計画書は、様式集5-8（維持管理・運営価格内訳書（修繕費））及び様式5-9（維持管理・運営価格内訳書（改築費））に係る、双方の根拠となる計画書を指すのでしょうか。ご教示願います。	ご理解のとおりです。
14	32	別紙2	3	(2)	要求水準書及び技術提案書で定める水準を満たしていない場合の措置 ア 是正勧告	モニタリングに関する規定において、レベル1として「業務書類の作成や報告の不備」が記載されていますが、誤字脱字等の軽微なものは除いて頂きたいお願い致します。	軽微なものは除きます。
15	33	別紙2	3	(3)	減額ポイントの算定ウ	減額ポイントは年度毎の運用として頂きたいお願い致します。また、減額相当額の算定に際しましては、当該月の業務委託料から、当該月に予定されている修繕・改築費を除外した金額を基準に算定願います。	原文のままとします。